3　選挙に関する証明書類の代用に関する事項

(一)　投票管理者は、投票人名簿登録証明書（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員については、当該選挙人名簿登録証明書）の交付を受けた船員に投票用紙を交付すべき場合には、当該投票人名簿登録証明書等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付しなければならないこととした。（第四七条第二項関係）

(二)　投票管理者は、南極投票人証（その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている投票人については、当該南極選挙人証）の交付を受けた投票人に投票用紙を交付すべき場合には、当該南極投票人証等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨を記入しなければならないこととした。（第四七条第三項関係）

(三)　日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「法」という。）第六一条又は第六二条の規定による投票について、国民投票に関する証明書類に代えて、選挙に関する証明書類を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができることとした。（第六四条第五項等関係）

4　共通投票所に関する事項

(一)　法第五二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合について、必要な読替規定を設けることとした。（第五九条の二関係）

(二)　市町村の選挙管理委員会は、法第五二条の二第三項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないこととした。（第五九条の三関係）

(三)　在外投票人名簿に登録されている投票人の市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票について、必要な読替規定を設けることとした。（第一〇三条第一項及び第二項関係）

5　期日前投票及び不在者投票に関する事項

(一)　市町村の選挙管理委員会は、法第六〇条第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないこととした。（第六一条の二関係）

(二)　市町村の選挙管理委員会は、法第一四三条第一項の規定により午前六時三〇分から午前八時三〇分までの間で午前八時三〇分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後一〇時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、第一四五条第一項に規定する不在者投票管理者等に対して行う行為について、それぞれ午前八時三〇分又は午後八時と異なる時刻を定めることができることとした。（第一四五条第二項関係）

6　指定船舶等においてファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例に関する事項

(一)　市町村の選挙管理委員会に対して投票人名簿登録証明書の交付を申請することができる船員に関し、船員職業安定法第九二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法第一四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第六一条第七項に規定する実習生を加えることとした。（第二条第一号関係）

(二)　船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関し、法第六一条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものを加えることとした。（第八二条関係）

(三)　法第六一条第八項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものを、指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海する次に掲げる船員とすることとした。（第八二条の二関係）

(1)　第八二条の三第一項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例による投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれる場合における当該船員

(2)　第八二条第七項に規定する指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例による投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下である場合における当該船員

(四)　(三)の船員が行う不在者投票の手続を定めることとした。（第八二条の三及び第八二条の四関係）

7　施行期日

この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七六号）の施行の日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五六号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四二号）の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年一〇月一日とすることとした。

◇自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（環境省）

自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二九号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇自然公園法施行令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（環境省）

1　公園事業となる施設の種類の追加

公園事業となる施設の種類として、自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加することとした。（第一条第六号関係）

2　国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区において許可を要する行為の追加

国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区において許可を要する行為として、環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することを追加することとした。（第三条及び第四条関係）

3　野生動物の生態に影響を及ぼす行為

野生動物の生態に影響を及ぼす行為は、野生動物に餌を与えること及び野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこととした。（第六条関係）

4　都道府県経由事務の廃止

環境大臣に対する協議の申出等に係る都道府県経由事務を廃止することとした。（原始附則第六項関係）

5　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。